

第18回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年5月10日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	欠	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	欠
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	欠
7番	伊藤 貴美	欠	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	欠
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時50分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)	それでは、第18回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第18回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、第18回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、10番議席岡田康平委員と、11番議席中村正治委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) 議長	それでは、報告第34号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第35号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第34号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人・団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第35号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、9件、13筆、面積14,676m²であることを報告します。</p> <p>報告第34号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。また、報告第35号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第4) 議長 それでは議案第96号「いなべ市農業委員会農業委員辞職について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
-----	---

事務局	<p>日程第4 議案第96号 いなべ市農業委員会農業委員辞職について（諮問） 次のとおり、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定によりいなべ市長から意見を求められたため答申を求める。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>4月25日付けて7番議席伊藤貴美委員から一身上の都合により、4月30日をもって委員を辞職するとの辞職願が市長あてに提出されたことをうけ、市長からの諮問があり、答申を求められているものです。</p> <p>農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て、辞職することができる」と定められています。</p> <p>辞職理由としては、一身上の都合によりとなっております。</p> <p>今後、市長は答申と本日の議事録を参考に同意の可否を判断します。</p>
議長	<p>本議案は伊藤貴美委員の辞職願に対する意見を求めるものです。 何か意見はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第96号につきましては当委員会では意見なしとさせていただきます。</p>
(日程第5)	<p>議長 続きまして、議案第97号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>議長 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第97号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定める</p>

	<p>ことになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、全て中間管理機構分で、52件、69筆、総面積109,911m²となっております。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
(日程第6)	<p>特に無いようですので、議案第97号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第98号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第98号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、7件、12筆、面積7,694m²です。</p> <p><87番案件>の申請地は、北勢町北中津原地内の田畠です。</p>

讓受人である藤原町本郷の [REDACTED] が、北勢町南中津原の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、3,756 m² を売買により譲り受ける申請です。

<1 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畠です。

讓受人である員弁町松之木の [REDACTED] が員弁町松之木の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 203 m² を売買により譲り受ける申請です。

<2 番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畠です。

讓受人である員弁町下笠田の [REDACTED] が、名古屋市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆 673 m² を売買により譲り受ける申請です。

<3 番、4 番案件>は、関連しますので併せて説明します。

申請地は、大安町石榑北地内の畠です。

3 番の讓受人である大安町石榑北の [REDACTED] が大安町石榑北山の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆 310 m² を売買により譲り受ける申請です。

4 番の讓受人である大安町石榑北の [REDACTED] が大安町石榑北の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆 350 m² を売買により譲り受ける申請です。

<5 番案件>の申請地は、北勢町別名地内の現況畠です。

讓受人である北勢町別名の [REDACTED] が、同じく別名の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆 864 m² を売買により譲り受ける申請です。

<6 番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の田畠です。

讓受人である大安町丹生川上の [REDACTED] が愛知県春日井市の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆 1,538 m² を売買により譲り受ける申請です。

以上 7 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、採決に入ります。

議案第 98 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許

		<p>可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第7) (日程第8)	議長	<p>続きまして、議案第99号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第100号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>日程第7 議案第99号 農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、7件、24筆で8,809m²です。</p> <p><1番案件>は、北勢町奥村地内の田です。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、広島市に住所を有する [REDACTED] が大阪府池田市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、1,328m²を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p> <p><2番案件>は、北勢町二之瀬地内の田です。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、広島市に住所を有する [REDACTED] が北勢町二之瀬の [REDACTED] が所有する議案書に記載の7筆、1,566m²を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p>

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<3番案件>は、員弁町東一色地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、桑名市に住所を有する[REDACTED]が川越町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、664 m²を取得し、隣接宅地と併せて建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については最大1.2m程度の盛土を行い、整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、新設する道路側溝に放流します。

<4番案件>は、大安町石榑東地内の現況、畠です。

登記地目は山林ですが、現況が農地ですので農地法対象です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、四日市市に住所を有する[REDACTED]

[REDACTED]が大安町石榑東に住所を有する[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、1,452 m²を取得し、建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については最大1.0m程度の盛土切土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内の新設側溝を経て既設の道路側溝へ放流させます。

<5番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、北勢町阿下喜の[REDACTED]が北勢町阿下喜の[REDACTED]

[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、1,887 m²を取得し、建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については整地を行い、周囲をコンクリートブロックとフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内の側溝を経て西側の道路側溝に放流させます。

<6番案件>は、大安町丹生川上地内の畠です。

1筆は登記地目は原野ですが、現況が農地ですので農地法対象です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、四日市市に住所を有する[REDACTED]

[REDACTED]が大安町丹生川上の[REDACTED]が所有する
議案書に記載の5筆、579 m²を取得し、隣接の山林と併せて太陽

	<p>光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p> <p><7番案件>は、大安町石樽北山地内の田です。農地区分は、2種農地です。</p> <p>転用計画としては、福岡県福岡市に住所を有する [REDACTED] [REDACTED] が大安町石樽北山の [REDACTED] が所有する議案書に記載の4筆、1,333 m²を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第100号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で、220 m²です。</p> <p><1番案件>は、先の議案第99号7番案件でお諮りした太陽光発電施設への機材搬入目的の進入路への一時転用です。</p> <p>転用計画としては福岡県福岡市に住所を有する [REDACTED] [REDACTED] が大安町石樽北山の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、770 m²の内220 m²を借り受け、太陽光発電施設用地へ進入路への転用したい旨の計画です。</p> <p>現況は隣接道路と段差勾配があり、接道できないため、隣接農地の進入路を利用します。</p> <p>復旧計画書によると鉄板敷設により農地を保護し、許可日から約3カ月後には農地への復旧を行うとなっています。</p> <p>以上5条所有権移転7件、使用貸借1件の計8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。

	<p>これらの案件につきましては、5月2日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第99号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」7件、議案第100号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
議長	<p>他に特に無いようですので、議案第99号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第9)	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第100号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第101号「非農地証明願い承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第9 議案第101号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和6年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>

	<p>今回の申請は5件、8筆、4,306m²です。</p> <p><1番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、畠です。願出者は員弁町の[REDACTED]で、昭和60年頃から宅地に転用し、現在に至っています。</p> <p><2番案件>の申請地は員弁町平古地内の台帳地目、畠です。願出者は岐阜市の[REDACTED]・[REDACTED]で、昭和61年から工場に転用し、現在に至っています。</p> <p><3番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、田です。願出者は川越町の[REDACTED]で、昭和50年から宅地として利用し、現在に至っています。</p> <p><4番案件>の申請地は、大安町石榑東地内の台帳地目、畠です。願出者は大安町石榑東の[REDACTED]で、平成16年以前から山林として利用し、現在に至っています。</p> <p><5番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、畠です。願出者は大安町丹生川上の[REDACTED]で、昭和40年頃から宅地として利用し、現在に至っています。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。</p>	
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第101号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>	
5 その他	議長	議事については、以上です。その他に入ります。

	委員さんから何かありますか。
中村正治委員	お聞きしたいのですが、非農地証明願で畑が山林化されたところが出てきますが、昔はこういった場所は市役所から現在は何に使用されているか調査があって、その報告をした覚えがあります。ですが、その都度こうして願いを出さなければいけないのですか。と言いますのは、畑や田がいつの間にか山林になってしまっている事がありますが、そういう所も願いを出さなければいけないのですか。
事務局	一応、原因者が申請をすることとなっています。市役所からの調査というのは、おそらく非農地通知のことだと思われます。これは何年かに一回、農業委員会が調査をして、一帯周辺が山林化していると判断した場所等を、現状回復が見込めないということで農業委員会から通知を出させていただいています。
議長	他に事務局から何かありますか。
6 閉会の宣言 議長 【午前9時50分閉会】	<p>次回は、6月3日午前9時から現地調査、2番議席伊藤幸子委員と15番議席伊藤治義委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、6月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、これをもちまして第18回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事錄署名者